

二次出版契約書

(再許諾による文庫化等二次出版契約)

著作物名

著作者名

著作権者名

原出版権者.....を甲とし、

二次出版者.....を乙とし、

上記著作物（以下、「本著作物」）について、甲と乙は再許諾による二次出版につき、次のとおり契約する。

年 月 日

甲（原出版権者）

住 所

名 称

氏 名

(印)

乙（二次出版者）

住 所

名 称

氏 名

(印)

【基本事項】

第1条（甲による再許諾）甲は、著作権法第80条3項の規定により、標記著作権者の承諾のもとに、甲に設定された標記著作物の出版権に基づき、乙による文庫出版について、複製の再許諾をする。

第2条（再許諾の範囲）甲が乙に対し行う再許諾は、紙媒体による文庫出版（具体名：_____）に限定する。

第3条（乙の責任）乙は、本契約の発効後、6カ月以内に本著作物を原作のまま二次出版する。

第4条（乙の継続出版義務）乙は本契約の有効期間中は、本契約に定める二次出版の継続出版義務を負う。

但し、乙が継続出版義務を履行できなくなった場合は、乙は甲にその旨を報告し、甲は乙に対する再許諾を消滅させることができる。

【経済事項】

第5条（再許諾料および支払方法等）乙は、第1条の再許諾にあたり、甲に対して、標記著作権者の著作権使用料を含め、次のとおり再許諾料を、消費税を加算して支払う。

再許諾料	総印刷部数_____部まで	1冊あたり定価の_____%
	総印刷部数_____部から_____部まで	1冊あたり定価の_____%
	総印刷部数_____部以上	1冊あたり定価の_____%

支払い方法 印刷部数に応じる。

初版第1刷については、初版部数に相当する額を、本著作物発行後1カ月以内に甲の指定する口座に支払う。

第6条（印刷部数の報告義務と支払い）乙は標記著作物の文庫出版の印刷部数について増刷の都度、甲に報告し、報告後1カ月以内に増刷の分の再許諾料を甲の指定する口座に支払う。

なお、乙は総印刷部数の状況について、毎年_____月_____日に甲に報告する。

第7条（契約の有効期間と更新）本契約の有効期間は、契約の日から3年間とし、甲または乙から申し出がない限り本契約と同一条項で自動的に更新され、以後も同様とする。

第8条（契約の解除）乙が、基本事項、経済事項に定める義務を怠ったときは、甲は何等の催告なしに本契約を解除する。

第9条（契約内容の変更）甲乙両者の協議の上、本契約の内容について追加・削除その他変更する必要がある場合は、合意の文書を同文2通作り各1通保有する。

第10条（契約の尊重）甲および乙は、本契約の解釈について意見を異にしたときは、誠意をもってその解決に当たる。

上記の契約を証するため、同文2通を作り、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。